

(様式2)

平成29年度～平成33年度 社会福祉法人村山苑 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	村山苑	法人番号	0096					
法人代表者氏名	品川 卓正							
法人の主たる所在地	東京都東村山市富士見町2-7-5							
連絡先	042-393-8496							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日								
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	平成29年5月30日							
評議員会の承認年月日	平成29年6月16日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成28年度末現在)	1か年度目 (平成29年度末現在)	2か年度目 (平成30年度末現在)	3か年度目 (平成31年度末現在)	4か年度目 (平成32年度末現在)	5か年度目 (平成33年度末現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額
	310,680 千円	0	0	0	310,680 千円	0		
	うち社会福祉充実事業費(単位：千円)		0	0	0	▲310,680 千円	0	
本計画の対象期間	平成31年度～平成32年度							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目						
	小計					
2か年度目						
	小計					

3か年度目	ハトホーム南館建替え事業	社会福祉事業	既存	ハトホーム南館、老朽化による建替えを行う	有	
小計						
4か年度目	ハトホーム南館建替え事業	社会福祉事業	既存	ハトホーム南館、老朽化による建替えを行う	有	310,680 千円
小計						
5か年度目						
小計						
合計						

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

### 3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	既存の社会福祉事業（ハトホーム南館）の老朽建替えの施設・設備整備に充てることとした。
② 地域公益事業	①の取組を実施する結果、残額が生じない。
③ ①及び②以外の公益事業	①の取組を実施する結果、残額が生じない。

### 4. 資金計画

単位： 千円

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
ハトホーム南館建替	計画の実施期間における事業費合計				1,193,770			
	財源構成	社会福祉充実残額				310,680		
		補助金				493,560		
		借入金				342,000		
		事業収益						
	その他				47,530			

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

## 5. 事業の詳細

事業名	ハトホーム 南館 建替事業	
主な対象者	入居者	
想定される対象者数	80人	
事業の実施地域	東村山市	
事業の実施時期	平成31年4月1日～平成33年3月31日	
事業内容	<p>ハトホーム南館（80床）の建替えを実施する。</p> <p>建替え期間中は、東京都が清瀬市に整備する代替施設を利用する予定。</p> <p>建替えを機に、100床の特養と80床の特養に分割し2つの特養とする予定。</p> <p>建替え時には、防災拠点型地域交流スペースを整備する。</p>	
事業の実施スケジュール	1か年度目	
	2か年度目	
	3か年度目	代替施設に引っ越し、解体、建築を始める。
	4か年度目	年度末までに、建替え完了。補助金・借入金・自己資金で全額支払い。
	5か年度目	
事業費積算 (概算)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13,400千円/1床 × 80床 = 1,072,000,000</li> <li>・ 外構等工事他費用見込 35,000,000</li> <li>・ 解体費用（7.8万円/坪） 52,000,000</li> <li>・ 工事事務費（3%） 34,770,000 計 1,193,770,000円</li> <li>・ 補助金概算 493,560,000</li> <li>・ 借入金見込 342,000,000</li> <li>・ 自己資金 充実残額 310,680,000</li> <li>・ 自己資金 施設整備積立から 47,530,000 計 1,193,770,000円</li> </ul>	
	合計	1,193,770千円（うち社会福祉充実残額充当額 310,680千円）
地域協議会等の意見と その反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

**6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由**

非該当